

令和 5年 7月21日

所沢市長様

福祉部指定管理者選定委員会
委員長 内野 孝雄

所沢市立きぼうの園指定管理者候補者認定報告書

下記により、所沢市立きぼうの園の指定管理者候補者として、社会福祉法人 所沢市社会福祉協議会を認定します。

記

1 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日（5年間）

2 非公募の理由

知的障害を主たる障害とする利用者に対し継続的な支援が必要であること、利用者と職員との信頼関係や利用者の障害の特性を理解している点が重要であることから、指定管理者に変更があった場合に利用者に及ぼす影響が極めて大きいと考えられる。

また、施設開設当初から長期間にわたって施設の管理運営を行ってきた実績があるとともに、「埼玉県福祉サービス第三者評価」を定期的に受審し、適切にサービスを提供できていると評価されており、サービスの質の面も担保されている。

このことから、「指定管理者制度の導入及び運用に関するガイドライン」の公募によらず指定管理者を選定することができる理由③「対応の継続性が特に必要な社会福祉施設等で、現受託団体が引き続き管理運営することが適当であると認められる場合」に該当するため、非公募とする。

3 総評価点 897点 / 得点割合：84.3%

(委員1名につき133点/委員8名の総計1,064点満点)

※別紙「指定管理者申請者評価結果集計表」参照

4 総合評価

当該法人の実績及び事業提案などから、継続的な施設の管理運営が期待できるものであり、指定管理者として適当である。

事務局 福祉総務課